○法務省令第十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

法務大臣　古川　禎久

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（刑務所等に置く部等） **第三条**　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。	（刑務所等に置く部等） **第三条**　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。
刑務所等の名称 / 部及び室の名称	刑務所等の名称 / 部及び室の名称
府中刑務所　横浜刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所 / ［略］	府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所 / ［同上］
［略］	［同上］
［項を削る。］	横浜刑務所 / 総務部　処遇部　分類教育部 医務部　国際対策室
［略］	［同上］
網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所　福島刑務所　喜連川社会復帰促進センター　加古川刑務所　長崎刑務所 / ［略］	網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所　福島刑務所　加古川刑務所　長崎刑務所 / ［同上］
［略］	［同上］
島根あさひ社会復帰促進センター　美祢社会復帰促進センター / ［略］	喜連川社会復帰促進センター　播磨社会復帰促進センター / ［同上］ 島根あさひ社会復帰促進センター　美祢社会復帰促進センター
［略］	［同上］
2　前項に掲げる部及び室のほか、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターに、それぞれ更生支援企画官一人を置く。	2　前項に掲げる部及び室のほか、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターに、それぞれ更生支援企画官一人を置く。
（総務部に置く課及び所掌事務） **第五条**　次の表の上欄に掲げる刑務所等の総務部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（総務部に置く課及び所掌事務） **第五条**　次の表の上欄に掲げる刑務所等の総務部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
刑務所等の名称 / 課の名称 / 所掌事務	刑務所等の名称 / 課の名称 / 所掌事務
東日本成人矯正医療センター / ［略］	喜連川社会復帰促進センター / ［同上］
島根あさひ社会復帰促進センター　美祢社会復帰促進センター / ［略］	東日本成人矯正医療センター 播磨社会復帰促進センター　島根あさひ社会復帰促進センター 美祢社会復帰促進センター / ［同上］
［略］	［同上］